

受注型（手配）旅行 旅行条件書

更新：2023. 1. 1

この「旅行条件書」は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。お申込みの際には必ずご一読ください。

1. 手配旅行契約

- (1) ヒマラヤ観光開発株式会社（観光庁長官登録旅行業第 1014 号）（以下当社という）が旅行者との間で締結する受注型（手配）旅行に関する契約（以下「受注型（手配）旅行契約」といいます）は、この旅行条件書に定めるところによります。
- (2) この「受注型（手配）旅行」とは当社が旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」といいます。）並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、旅行サービスを受けることが出来るよう、手配することを引き受けます。
- (3) 旅行の手配にあたり当社は運送、宿泊期間等に支払う運賃、料金その他の費用（以下「旅行代金」といいます。）のほか取り扱い料金を申し受けます。

2. 申込み及び契約の成立

- (1) 当社所定の申込書の提出と、お申込金 100,000 円のお支払いが必要です。2 つが揃った時点で正式なお申込み（契約成立）となります。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。一部取扱い地域においては、お申込金とは別にデポジットが必要となる場合がございます。その場合は、お申込みの際にご案内いたします。
- (2) 当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行の申込みを受けつけることがあります。この場合、予約の申込みの翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書と申込金の提出がなされない場合、当社は申込みはなかったものとして取り扱うことがありますのでご注意ください。
- (3) 当社は、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めたときは、その方を契約責任者として旅行契約のお申込み、締結、解除等に関する一切の代表権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引を契約責任者との間で行うことがあります。この場合、契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。また、当社は契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合は、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申込条件

- (1) 15 歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。15 歳以上 20 歳未満の方のご参加は、保護者の同意書が必要です。
- (2) 身体に障害をお持ちの方、健康を書している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。お客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。なおこの場合、医師の診断書を提出していただくことがあります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者・同伴者の同行等を条件とさせていただくか、コースの一部内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいは参加をお断りさせていただく場合があります。
- (3) ご参加にあたって特別な条件を定めた旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。海拔 4,000m 以上の宿泊を伴うコースでは、事前にご案内する所定の健康診断を受けて頂きます。
- (4) お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (5) お客様の都合により、旅行の日程から離脱する場合は、その旨及び復帰の有無について添乗員又は係員にご連絡いただけます。

- (6) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面と最終日程表

- (1) 旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程表、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます）をお客様にお渡しします。但し、ご旅行条件書（全文）をお渡しすることで契約書面交付とさせていただきます。
- (2) 契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合は、これらの確定状況を記載した書面（以下「最終日程」といいます）を旅行開始日の前日までにお渡しいたします。当社は旅行開始日の 10 日から 7 日前までにお渡しするよう努力しますが、ピーク時にはこの限りではありません。但し、旅行の申し込みが、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前に当たる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

5. 旅行代金のお支払

旅行代金（旅行費用並びに当社の取扱料金をいいます。）の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日（以下「基準日」といいます）までにお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、当社が指定した日までにお支払いいただきます。

6. 渡航手続き

- (1) ご旅行に要する旅券、査証、予防接種証明書などの渡航手続は、原則としてご自身で行っていただきます。但し、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。又当社の責に帰さない事由により、旅券、査証の取得ができなくてもその責任は負いません。
- (2) 渡航先の国又は地域によって旅券に残存有効期間を必要とする場合があります。お渡しの書面記載内容をご確認ください。
- (3) 渡航先の国又は地域によっては、予防接種証明書の取得が必要な場合があります。その確認、取得はお客様の責任で行っていただきます。
- (4) 渡航先に「海外危険情報」が発出された場合、当社は旅行契約の内容を変更し、または解除する場合があります。外務省の「海外危険情報」のレベル 3「渡航は止めてください」以上の危険情報が発出された場合は、当社の旅行の催行を中止する場合がございます。その場合は、旅行代金を全額返金いたします。但し、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断ができた際に、旅行を催行する場合があります。この場合はお客様が旅行を取りやめるときには、当社は所定の取消料をいただきます。

7. 旅行契約内容の変更・代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当社の運航計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容やその他の受注型（手配）旅行計画の内容（以下「契約内容」といいます）を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。
- (2) 著しい経済情勢の変動により、通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更する場合があります。増額の場合は、旅行開始の前日から起算してさかのぼって 15 日前にあたる日より前にお知らせします。
- (3) (2) により旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行料代金を減額します。
- (4) 運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金異なる旨を契約

書面に記載した場合において、受注型（手配）旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず、当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8 お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但しこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する所定の金額の手数料をいただきます。また契約の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお当社は交替をお断りする場合があります。

9. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

① お客様による解除

ア) 取消料がかかる場合

a. お客様は下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。この場合既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取り消し料を差し引いて、払い戻します。お取消しの連絡は旅行の申込みを受けた販売店の営業時間内のみお受けします。

【海外旅行に係る取消料】

区 分	取 消 料
一 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型（手配）旅行契約並びに本邦外を出発地及び到着地とする受注型（手配）旅行契約（次項から第五項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除するとき（ロから二までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及び二に掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（二に掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
二 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
二 本邦出国時又は帰国時に、航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する受注型（手配）旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したもの（次項から第五項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行契約締結後に解除する場合（ロからホに掲げる場合を除く。）	旅行契約解除時の航空券取消料等の額以内。
ロ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内。
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（二及びホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内。
二 旅行開始日の前々日以降に解除する場合ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内。
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
三 貸切航空機を利用する受注型（手配）旅行契約（次項から第五項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合（ロから二までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及び二に掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合（二に掲げる場合を除く。）	旅行代金の80%以内
二 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
四 旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む受注型（手配）旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）	
イ、日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料収受期間の起算日であるクルーズ開始	① クルーズ中の泊数が当該受注型（手配）旅

日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合（ロに掲げる場合を除く）	日の日程中の宿泊数（航空機内のものを除く。②において同じ。）の50%以上のもの 当該期間に対応するクルーズの取消料収受期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率以内 ② クルーズ中の泊数が当該受注型（手配）旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの 当該期間に対応するクルーズの取消料収受期間の区分に適用される取消料率の4分の1に相当する率以内
ロ、旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
五 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型（手配）旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。
注)「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。	
備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。 (二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。 (三) 第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として取り扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取り扱います。	

b. 当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由による取り消しの場合も取消料をいただきます。

c. お客様のご都合で旅行開始日やコースを変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たな契約をお申込み頂くこととなり、この場合も表記取消料を頂きます。

イ) 取消料がかからない場合

お客様は次に掲げる場合、旅行開始前に取消料なし旅行契約を解除することができます。この場合既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

a. 旅行契約内容に第16項（旅程保証）の表に掲げる重要な変更が行われたとき。

b. 旅行代金が増額されたとき

c. 当社が最終日程表を表記の日までに交付しない場合

d. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき

② 当社による解除

a. 旅行代金を所定の期日までにお支払いいただけないとき。この場合解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

b. 当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。この場合、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

●お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき

●お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき

●お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施妨げるおそれがあると認められたとき。

●お客様の人数が最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目（ピーク時に旅行を開始するものについては33日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

●天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき

(2) 旅行開始後

① お客様による解除

ア) お客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。

イ) お客様の責に帰さない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合は、お客様は、取消料を支払うこ

となく当該不可能になったサービス提供にかかる部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分を払い戻しいたします。

②当社による解除

ア) 当社は、次に掲げる場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

- a お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - b お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能になったとき。
 - d 上記 c の例として日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出された場合であっても、安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施します。その場合お客様が旅行をお取消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。
- イ) 前項②のア)に記載した事由でお客様又は当社が旅行契約を解除したときであっても、お客様が既に受けた旅行契約に関する契約は有効に履行されたものとし、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供をうけていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻しいたします。
- ウ) 本項②ア) a、cにより、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用一切はお客様のご負担となります。

10. 旅程管理

当社は安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約の内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) (1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際旅行日程を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

11. 添乗員の同行

- (1) 当社は旅行内容により添乗員を同行させて旅程管理を行い、安全かつ円滑な旅行の実施を確保するように努めます。添乗員が同行しない場合は、現地において当社にかかわって手配を代行させる「手配代行者」により行わせ、その者の名称及び連絡先は最終日程表に明示いたします。
- (2) 添乗員等の業務は原則として8時から20時までとします。
- (3) お客様は旅行開始後旅行終了までの間において、添乗員の誘導のもと団体で行動するときは旅行を安全かつ円滑に実施するため添乗員の指示に従っていただきます。

12. 当社の責任

- (1) 当社は、当社又は手配代行者の故意または過失によってお客様に損害を与えたときは、損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、一人につき15万円を限度として賠償いたします。
- (2) お荷物の損害については、ご帰国後、21日以内に当社に対して通知があったときに限り、一人につき15万円を限度として賠償いたします。
- (3) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により被害を被ったときは、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。

13. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利・義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めていただきます。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスと異なる旅行サービスが提供されたことを認識したときは、旅行地において速やかにその旨、当社、当社の手配代行者、又は当該旅行サービスの提供者に申し出てください。

14. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当社は、旅行申込書に記載いただいた個人情報について、お客様との連絡、運送・宿泊機関の手配、ご旅行アンケート送付、弊社発行の通信の送付等に利用させていただきます。また査証手続きのために大使館等の機関に対し提供させていただきます。
- (2) 当社はお申込みいただいた旅行のために運送・宿泊機関の手配代行者に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、電子的方法で送付することによって開示致します。

15. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸経費、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないよう商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法を確認のうえ、ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約や国内諸条例により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。
- (3) 当社はいかなる場合にも旅行の再実施はいたしません。
- (4) 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)
- (5) 当社のご旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイルサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。
- (6) 当社が受注型(手配)旅行契約による旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものに空港を出発(集合)してから、当該空港に着(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、日程表でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外での解散場所で解散するまでとなります。
- (7) 日本の国内空港等から本項(6)の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は受注型(手配)旅行契約の範囲に含まれません。
- (8) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ <http://www.forth.go.jp>」でご確認ください。
- (9) 渡航先によっては、外務省「海外危険情報」等、国、地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」でご確認ください。
- (10) 受注型(手配)旅行契約約款について
この条件書に定めない事項は、当社旅行約款(受注型(手配)旅行契約の部)によります。当社旅行約款は、当社ホームページを(<http://www.himalaya-kanko.co.jp>)をご参照下さい。

旅行企画・実施

ヒマラヤ観光開発株式会社

観光庁長官登録旅行業1014号/日本旅行業協会正会員
総合旅行業務取扱管理者 堀内俊秀

東京/〒105-0004 東京都港区新橋3-26-3 会計ビル5階
TEL: 03-3574-9292 FAX: 03-3574-6957
<http://www.himalaya-kanko.co.jp>
info@himalaya-kanko.co.jp